

第6回

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事録

消費者庁食品表示企画課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

第6回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成28年7月26日（火）14:00～15:45

場 所：三田共用会議所講堂

1. 開 会

2. 加工食品の原料原産地表示制度の検討に当たっての論点

3. その他

- ・オーストラリアにおける原料の原産地表示制度

4. 閉 会

○森光座長 それでは、定刻となりましたので、第6回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本検討会は、公開でございます。

本日は、全員出席でスタートさせていただきます。

議題に入る前に、農林水産省におきまして人事異動があり、消費・安全局長及び審議官がかわりましたので、御紹介いたします。

今城健晴消費・安全局長です。よろしくお願いいたします。

○今城消費・安全局長 今城でございます。前職が生産局長でございました。本件については以前からかかわっておりましたが、また立場を変えてお世話になると思います。

よろしくお願いいたします。

○森光座長 ありがとうございます。

もうお一方のほうは、岩本健吾消費・安全局審議官です。

○岩本消費・安全局審議官 岩本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、これで報道の方、済みませんが、傍聴席のほうへお戻りいただきますようお願いいたします。カメラの方に関しましても、御退席または傍聴席のほうへ御移動願います。よろしいでしょうか。

では、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、資料の確認をいたします。お手元にお配りしておる配付資料一覧とあわせて御確認願います。

まず、議事次第、座席表、資料1「加工食品の原料原産地表示制度の検討に当たっての論点」、資料2「オーストラリアにおける原料の原産地表示制度」、資料3「加工食品の原料原産地表示に対する要望」。資料3につきましては、今回も食品事業者団体を初め、地方公共団体から意見が寄せられております。

委員の皆様のお手元には、このほかに第5回までの検討会資料一式と、これまで提出された要望書等のつづりをお配りしております。

以上が、本日の資料でございます。過不足や落丁等ございましたら、事務局のほうにお申し付けいただきますようお願いいたします。

○森光座長 御説明ありがとうございます。

それでは、資料1の内容について、まとめて議論していきたいと思っております。前回の第5回検討会におきまして、論点を整理しようということで、論点について議論を進めるべきという御意見がありましたので、ここまで私及び座長代理と事務局で相談した上で、本日の議論のたたき台として資料1を作成いたしました。ここに書かれています大きく4つの項目が主な論点のまとめになっていると思っております。もちろん、ここは検討会ですので、語尾を全て、「～とするか」、または「～と考えるべきか」という形の疑問形にしております。

まず、資料1の内容について、まとめた形で進めたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、お手元の資料1「加工食品の原料原産地表示制度の検討に当たっての論点」につきまして御説明をいたします。

4つの大きな項目がございます。

まず、1点目の、「表示の対象となる加工食品」でございます。

現在、原料原産地の義務表示制度につきましては、22食品群と4品目が対象となっております。論点では、「国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とするか。現行ルールと同様、表示可能面積がおおむね30cm²以下の加工食品及び包装せずに販売する加工食品は対象外とするか」と整理しております。

その下に、日本再興戦略2016、本年6月2日閣議決定をつけてございます。「全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。」とされています。

以上が1点目でございます。

2点目、「義務表示の対象となる原材料」でございます。現在の22食品群につきましては、重量割合50%以上の原材料が表示の対象となっております。

1つ目の○でございます。「対象原材料について、例えば、「製品に占める重量割合上位○位までの原材料とする」などの条件付けをするか」でございます。

2つ目、「おにぎりののりの取扱いをどうするか。」

3つ目、「冠表示の取扱いをどうするか」でございます。冠表示につきましては、一般に商品名に原料の名称が付された表示ということで、これにつきましては全中の金井委員から、これまでの検討会の議論の中で、にんにくポン酢などの御紹介をいただいています。

3点目、「義務表示の方法」でございます。

1つ目の○でございます。「実行可能な方策として、現行の国別表示以外に大括り表示、可能性表示、中間加工品の加工地の表示等を認めるか。それらの具体的な内容をどうするか」でございます。

2つ目、「22食品群と4品目の現行ルールについては、取扱いをどうするか」でございます。

4点目の論点、「表示媒体」でございます。

「義務表示は食品の容器包装への表示を基本とするか。インターネットによる情報提供の取扱いをどうするか。」と整理しております。

以上、資料の御説明をさせていただきました。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、この資料1の内容につきまして議論を進めてまいります。今回、時間はおよそ90分を予定しております。なお、本日は、ただいま事務局から説明もありましたとおり、6月2日の政府が取りまとめた閣議決定を踏まえて、原料原産地表示について、全ての加工食品へ導入する場合の実行可能な方策について、特に活発な意見をいただければ

と考えております。個別にこの項目、4つばらばらとは考えておらず、今回は全体を通して、まずは議論をスタートしたいと思っております。議論のある方。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 ありがとうございます。

この論点、非常によくまとまっておりますので、基本的にはこういう方向かなと思っておりますが、まず最初に共通認識を得たいのは、表示の対象となる加工食品のところ、1つ目の○で、「国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とするか」となっておりますが、「対象とするか」ではなく、「対象とする」と共通認識を持ってもらいたいと思っております。

と言いますのは、既に日本再興戦略で、「全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」ということで、基本的には全ての加工食品へ導入することで閣議決定されているわけです。閣議決定されている以上、このことを大前提にして、その上で実行可能な方策ということで、「義務表示の対象となる原材料」以下のことを議論すればいいと思っております。まず、1行目のことをちゃんと腹を固めておかないと、また議論が右へ行ったり、左へ行ったりすることもありますので、これをきちんと固めることだと思います。

そういう意味で、「現行ルールと同様」とするか、と書いてありますけれども、こういうものも実行可能な方策の検討の中の一つであって、紛らわしいというか、こういうことを書くよりも、まずは1行目を委員の共通認識として、確認すべきだと思います。

あと、ちょっとそれるのですけれども、以前申し上げました外食とかインスタ加工での表示も、論点といいますか、今後の検討課題といいますか、そういうこともしっかりと議論していただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○森光座長 金井委員、ありがとうございます。

多分、外食・中食に関しては、この検討会の初回のところで言及されました。もし、事務局のほうから何か補足があればお願ひしたいのですが。

○赤崎食品表示企画課長 ただいま、外食、インスタ加工についての御発言がございましたが、この検討会におきましては、食品表示基準において、一般に販売される容器包装された加工食品、その原料原産地表示のあり方について、まず御検討いただければということで、委員、言われた点はその後の課題かなと思っております。

以上でございます。

○金井委員 今後の課題ということで、よろしくお願ひします。

○森光座長 齊藤委員、よろしくお願ひいたします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

まず、表示の対象となる加工食品についてであります。この検討会での御意見やヒアリング等から、原材料の調達先の変更が多いということでもありますとか、複数国の原材料

を混合しながら使う。しかも、その割合が一定しないという報告がございまして、現行ルールの適用を課すことが難しい品目があることはよく承知いたしました。しかし、この検討会の一番の狙いでもあります。最も重要でありますのは、消費者への情報提供をいかに今まで以上に充実させるかということだと思いますので、この点をしっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

これまでも韓国の事例があり、また、今日はオーストラリアの事例があるなど、既に消費者の知る権利ということは日本に限ったことではないと考えるべきではないかと思っております。表示に関しては、できるか、できないかということではなくて、どのような方法であれば実行可能な方法がとり得るのか。消費者目線に立って、今まで以上、より広くを目指して、全ての食品がその対象になるという観点で検討を進めていくべきではないかと思っております。

その上で表示方法についてであります。私はこれまでできるだけ無理のない方法で、できれば義務ではなくて、事業者の自主的な取り組みを広げてほしいという趣旨での意見を申し上げてきたつもりであります。しかし、これまでの御意見やヒアリングを通しまして、自主的努力というものは積極姿勢があって初めて実現するものでありまして、時代の要請にそぐわない後ろ向きの姿勢であっては、消費者の理解というものを得ることは難しいと思うようになりました。

その上で表示方法についてであります。現行の国名表示が望ましいということは申し上げるまでもございせんが、この方法を原則とした上で、これが難しい場合においては、現在の何もそのほかの情報が得られないということよりは、セカンドベストでありますとかサードベストとしての、例えば大括り表示や可能性表示などを含めて、広く表示が進む方向を認めていくということが大事ではないかと考えます。第3回の検討会でも申し上げたことではありますが、消費者庁のウェブ調査では、原料が国産のものを選びたいとする者が65%ありまして、大括り表示でありましても一定の目的は果たせるのではないかと考えております。

また、表示媒体でありますけれども、同じくウェブ調査では、90%以上が食品に表示されている表示を確認しているということもわかってまいりましたので、表示媒体はあくまでも手にとってわかる容器包装への表示とするべきではないかと思っております。なお、インターネットの情報も、それに次ぐものとして重要な情報ツールという認識を持っておりますので、これは事業者として自主的に情報発信する段階ではないかなと思っております。なぜならば、これを利用できる消費者というものもまだ限られているということからいたしますと、今の事業者の御努力をさらに広めていただきながら、より深い情報が得られるような環境は整備していただきたい。そんなふうに思っております。

以上であります。

○森光座長 ありがとうございます。

4つの論点は基本的にリンクしているので、どこのポイントでもいいと思いますが、確

かに金井委員も齊藤委員も、全ての加工食品を原則に実行可能なというところが、まず大きなスタート点だと思いますので、そこをこれから業者側の方、消費者側の方、また生産者の側から意見があると思いますが、そこは少し兼ねあわせながら、全体を見て、今のような御意見ををお願いします。

ということで、今、手が挙がりました近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 私も、表示の対象となる加工食品について、金井委員と同様に、国内で製造した全ての加工食品について検討していくべき、表示していくべきだと思っております。

今までの検討会の中でいろいろな加工業界の方からお話をお聞きいたしました。品目ごとのいろいろな特性や、課題がそれぞれ述べられたと思います。そういう点を踏まえて、どうしたら全ての加工食品を対象としていけるのかということ柔軟に検討していくべきだと考えているところでございます。

それから、表示の対象となる加工食品のうち、外食については、今回の検討ではなくて、後ほど検討していただきたいと思いますが、インスタ加工については、資料の表示の対象となる加工食品の3行目で、包装せずに販売する加工食品、インスタ加工はこれに当たるのだと思います。例えば、今の22品目の食品群を見たときに最初に疑問に思ったのが、フライ種として衣をつけた食肉は義務表示の対象となっているが、これを揚げて例えばトンカツにした瞬間に義務表示の対象外となる。

フライ種としては原産地表示ができていないのに、揚物になったらなぜ表示の対象とならないのか。消費者の方々も疑問に思われる点ではないかと思っております。そういうことからしても、インスタ加工についても、もうちょっとこの場で議論していただいたほうがよろしいのではないかと考えているところでございます。

そのほか、原材料をどこまで対象とするかとか、表示の方法。これは、この場で十分検討していければいいと思うのですけれども、対象となる原材料を、いたずらに広げ過ぎてしまうと、またそれで混乱を招くといえますか、困難な部分がふえてくるということもあるかと思っております。今までのルールも勘案しながら、重量割合で主なものとか、そういうもので限定的に考えて拡大していくことが妥当ではないかと考えます。

それから、大括り表示等については、国産ということがしっかりと消費者の方に伝えていけるということからいけば、メリットが非常に大きいとも考えております。可能性表示等も含めて、積極的に検討していただければと思っております。

私からは以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

では、鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 今、3人の方から出た意見と私も同じような意見なのですけれども、食品の製造過程における情報というものをできるだけ正確にわかりやすく消費者に伝えるという観点から、全ての加工食品の原料原産地を表示するというを基本に検討していくべきだろうと思います。今まで5回にわたる検討会で、多くの関係者の方からヒアリングがあ

りましたが、その中で、原料原産地は表示できないというメーカーからの意見も数多くあったと思います。ただ、同じようにできないと言っても、その意味合いというか、なぜできないのか、できないとする理由がいろいろあったように思っています。その辺の分析が必要なのだらうと思います。

若干申し上げますと、加工食品を製造する過程で、自社の使用している原料というのがどこで生産されたものか、自社の情報としてしっかり管理はしているけれども、原料が頻繁に変わるということで表示は難しいとか、また表示スペースが小さくて物理的に難しいといった場合があったように思います。

それと別に、原料そのものがどこで生産されたものか、全くわからないという場合があったように思うのですけれども、この場合も原料を中間加工品として輸入していて、輸入国はわかっているのだけれども、その先の原料がどこで生産されたものかわからないといった内容でして、原料そのものがどこで生産されたのか、輸入国がどこなのかというのが全くわからないというケースは、ヒアリング等でお話をお聞きした限りではほとんどなかったように思っております。

せっかく各メーカーさんが自社の情報として原産地をしっかりと把握しているわけですから、その管理されている情報を消費者に伝えるという観点で考えたらどうかと思っておりますし、そういった中では、現在、22食品群で実施されている今の方法で全てに適用しようとする、確かに無理があるのかなと思いますので、消費者にこの情報を伝えるような方法、どういった方法であればそれが可能なのかということを検討していくべきだろうと思います。

その辺で、本日の論点にもいろいろ出ておりますけれども、例えば情報が非常に複雑で、パッケージのスペースではなかなか表示できないという場合には、QRコードを活用してインターネットで表示するとか、そういったものがだめなのかということも含めて検討すべきですし、輸入した中間食品の輸入国の表示ではだめなのかということも含めて、いろいろ検討が必要だろうと思いますし、また50%要件も本当にこのままでいいのか、50%でいいのかという問題も確かにありますし、冠表示をどうするか。そういったここにまとめられておる論点、あわせていろいろ検討が必要だろうけれども、全ての品目で原料原産地を表示することを前提に検討していくべきだと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

ここまでは生産者側が多く、あとは消費者の方の意見があるので、基本的には「全ての」と金井委員が言われたように、これに関しては基本原則にして、そこで22食品群のように全部はいかないだろうから、まさに鈴木委員が言っていたように、それについては個別に検討していくという御意見が出ています。

これに関連して、永田委員のほうから先にお願いたします。

○永田委員 それでは、消費者の立場で言わせていただきます。

私は、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象にさせていただきたいと思います。食品表示法では、基本理念として、消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するという文言が入っています。この言葉を前提に申し上げますけれども、第3回の消費者意識調査の資料によりますと、原料が国産であることを知りたい消費者は65%。同時に、特定の国を知りたいという意思表示をしている人は40%いるという数字が出ております。

しかしながら、前回の第5回目の加工食品の原産地の表示状況に関する資料によりますと、市場に並んでいる加工食品のうち、義務表示対象商品は11%。その他、原料原産地が自主的に表示されているものは16%で、市場の商品の全体の27%しか原料原産地の表示がないという結果が出されました。

私も消費者で日々、物を買っていますけれども、生鮮食品を購入する際には必ず原産国を確認します。生鮮食品には表示があるので、自分で納得のできる商品を購入することができます。しかし、加工食品については、原料原産地の表示が27%しか提供されていないというのが現状です。これでは、消費者が加工食品を選択する際に必要な情報を確認することができないということではないかと思っております。これで食品表示法にのっとった必要な情報を開示しているということが言えるのかと、日々、疑問に思っております。まずは、消費者が表示に求めるものを情報提供するという姿勢で検討させていただきたいと思っております。

表示にはいろいろ難しいこともあると思いますが、まずは全ての加工食品を対象として、一歩でも前に進めるような議論をしていただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

手が挙がりました夏目委員のほうからもお願いいたします。

○夏目委員 永田委員と同様に、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とすべきと考えております。

これまで委員の発言の中にもございましたように、事業者の方々は必要な情報の記録と保存は当然されていらっしゃるということが、これまでのヒアリングの中でも明らかになってきたわけでございます。そこをさらに一歩進めて消費者に開示をしていただいて、消費者が商品を選択するための大きな手段であります表示というところに結びつけていただきたいと思います。ヒアリングを通じて、私どもは事業者の規模の大小にかかわらず、さまざまな課題があるということも改めて感じさせていただきましたけれども、国を挙げて全ての加工食品の導入に向けて進みましょうという流れをさらに加速していただければ大変ありがたいと思っております。

細かいことは、また次の議論のところということになるかと思っております。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

市川委員、お願いいたします。

○市川委員 ありがとうございます。

これまでの意見とは少し違う視点から述べたいと思います。この検討会のそもそもの目的のところですが、第2回目で私たちは共有していることがあります。その1つは、現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証を行うとなっています。2つ目として、加工食品の原料原産地制度の拡大に向けた具体的な方策の検討を行うとなっております。私たちは、まずこの目的をクリアしているのかというところに立ち返って、きちんと考えていただきたいと思います。

今、述べた1つ目、2つ目の目的に照らして考えると、現行の制度が現時点でどのように行われているかということは、実際に行われている制度ですので、それが具体的にどう評価されたのか、されているのかというところは、この検討会の中で1回共有すべきだと思います。そして、そこに問題点がもしあるとしたら、まずそこを解決することが先ではないでしょうか。そのために、要件1、要件2というところが非常に大きなポイントになってくると思います。要件を変更するのであれば、そのために何が問題なのか、何が課題なのかということをしっかりここで洗い出しを行って、つまり、検討会の私たちの目的に合った実行可能性のある制度をつくっていくための議論を私はしていくべきだと思います。

個々の論点については、またそのときに述べたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

逆に聞いて申しわけありませんが、市川委員としては、現行の要件に、御自身の意見としてはどうでしょうか。

○市川委員 現行の制度の検証・評価というところは、この委員会の中ではできていないのではないのでしょうか。逆に先生にお聞きしたいのですが、この会の目的のところには現行制度の検証というのが挙がっておりますね。

○森光座長 意味はわかっているのですが、市川委員として、現行の制度がこのまま継続されるべきとか、個人的なというか、団体を背負った意味での消費者としての意見があるのかなと思ったものですから、そういう意味で質問した次第です。

○市川委員 現行の制度が問題なくいっているのであれば、それはそれでいいですし、問題があるのであれば、この機会と一緒に、原料原産地表示の制度の中にどうしていくのかという話にもなってくるのですから、上乘せしていくのか、あるいはこれまでの制度をどういうふうに維持していくのかということにもかかってくる話だと思っています。

○森光座長 では、岩岡委員のほうからお願いいたします。

○岩岡委員 1行目の、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とするということについては、その方向で努力するのだと思いますけれども、現実にも今、こういう確認をしまして、本当にできるのかどうかというのは、ちょっと首をかしげるところです。この間の議論でありましたように、原則は表示するということを確認しつつも、例外はどういうものがあるのかということについてはついてくることだと思っています。そういう考え方のもとに、原則表示ですが、例外としてはどういうものがあるということについて、

消費者にわかりやすく説明していただくことが必要なのではないかと思います。

それから、上位何位までの原材料とするということについても、2位あるいは3位で極めて量が少ないものについては、それをどうするかということも、こういう決め方ではなくて、何%となっていくのではないかと思います。

それと、大括り表示なり可能性表示について消費者が望んでいるのは、中身と表示が一致しているということだと思いますので、その考え方でどういう方法があるかというのを判断していく必要があるのではないかと思います。

それから、商品のパッケージに表示できないものについて、輸入先が変わるとか、いろいろな説明がありましたけれども、その辺についてはインターネット等の情報提供というのは極めて有効だと思いますので、それをどういうルールのもとに、ガイドラインといたしますか、統一のルールでパッケージに表示するものと、どういう場合にはインターネットのほうで検索して見てもらうか。あるいは、インターネットの環境が整わない人については電話での問い合わせ等も必要だと思いますけれども、そちらに回してお知らせしていくものについてはどういうものなのかということについても、一定のルール化が必要なのではないかと考えています。

あと、そもそもこの委員会が始まったことについては、TPPの関係でということなので、輸出についても意識する必要があるということは前回も申し上げましたけれども、表示のグローバル化についても決めていくときには、世界の動向もきちんと加味しながら判断していく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

今の意見の中で岩岡委員が言われているのは、閣議で決められた、全ての食品に対してということに関しては首を傾げているけれども、それは結果的には、できる、できないという意味で例外を設ければという御意見なのでしょうか、それとも。ごめんなさい、私自身が御発言の論点を整理できていないのかもしれませんが。

○岩岡委員 ですから、国内で製造した全ての加工食品を義務表示の対象とすると言い切ってしまうと、それは例外も何もないわけですから、表現としては原則表示で、例外は何かと。現実的には幾つか発生するのではないか。そのときには、消費者にとって、何がどういう理由で例外なのかについては、わかりやすい説明が当然ついてきますよということだと思います。

○森光座長 実行可能な中で、できるというイメージの中で、今の意見を捉えてよろしいということですね。はい。ありがとうございます。

では、業者側のほうから、先に挙がっていますので、富松さん、お願いいたします。

○富松委員 1枚目の「表示の対象となる加工食品」について、私も閣議決定されている内容を無視することはできないと思いますし、尊重すべきだと思います。しかし、今回提示いただいたこの資料は、私には余りに唐突の感があります。これまで5回、いろいろ

な論点で議論をしてきました。特に、たくさんの方がこの検討会でヒアリングに参加していただき、原料原産地表示の実行が容易でないことを伝えていただきました。それにもかかわらず、何がメリットで何がデメリットか、というような検証もなく、この提案がなされていることにすごく違和感があります。

本日の議論でも、実行可能性という言葉が何度も出ており、この実行可能性が前提だと言われても、唐突に提案された4つの論点で議論を進めていこうということであれば、またこれまでと同じ話を繰り返すことになりかねません。これまでの5回の議論を、きちんと論点ごとに整理していただく必要は絶対にあるかと思えます。

特に、第2回検討会で紹介していただいた5つの論点と課題。例えば国際整合性とか、原料原産地表示の目的であるとか、任意表示、表示の実行可能性、対象表示の品目といったものについては、これまでの論議を受けて一定のまとめをしていただきたいと思います。そうしないと次の議論ができないと思えます。

さらには、既にたくさん議論をさせていただいた「大括り表示」、「可能性表示」、そして「中間加工品の産地表示」について、これまでの論議をまとめることなく、いきなり「全ての加工食品の義務表示」という話になったら、またこれまでと同じ主張を繰り返すこととなります。提案の主旨はわかりますし、政府の案を尊重するという気持ちもわかるのですけれども、少し提案が飛躍し過ぎていると思えます。5回の論議を1回きちんと整理していただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

武石委員、手が挙がりましたが、よろしいですか。

○武石委員 富松委員と近い意見になろうかと思えますが、今回の取りまとめ自体が、1回目から5回目で検討された議論を踏まえた論点整理になっていないのではないかと。例えば、富松さんが紹介したような第2回での過去の検討の論点の5つ、ここは非常に大事であり、過去もずっとこれをめぐって議論が行われてきたので、それを飛ばして、いきなり論点を全加工食品というのは飛躍し過ぎではないかと思っております。

さらに、今回の5回まで参加して感じたことですが、それぞれ言いつ放しで議論になっていないのではないかと。例えば生産者の方の全ての加工食品でという思いは非常によくわかりますし、閣議決定の重さもわかりますが、それに向けて、どういった理屈立てで全品目に拡大するのかとか、どういった視点で整理していくのか。その辺を全く抜きにして、いきなり声大きいほうに全てあわせて、加工食品全てに拡大するのだということから論点を始めることは、富松さんが言うように飛躍し過ぎではないか。過去の検討会やこれまでの5回の検討会の議論をもう少しよく整理して、丁寧に議論すべきではないかということ。

これは、前回、終わりのほうで、池戸委員からもありましたけれども、結論ありきではなく、偏らない、中立的な議論が必要だと、一元化法の座長を務められた先生がおっしゃっておりますので、その辺の意見は十分に参酌して議論すべきではないかと思っております。

す。

あと、1点、ちょっと気になっておるのですけれども、日本再興戦略2016の位置づけの仕方ですが、この資料には全ての加工食品の義務化としか書いていないのですが、位置づけが第5回の前回の資料の最後に参考資料として配付されておりますけれども、それを見ますと、「農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう」というのが最初に持ってきてあります。ということは、これは今回の検討会の趣旨が、そういった農家のブランド力の強化ということのために表示を拡大していくとも見えます。

ここで頭の体操で考えるべきなのは、国内の競合産地と、ブランドを強化するということとを突き詰めると、国産表示に産地まで表示を義務化するののかといったことにもつながりかねないと思いますので、この2016の位置づけの中で、どうやって全ての加工食品の義務化というものを考えていくのかといったことは、TPPの食の安全という切り口から、かなり大きく変わったと見ておりますので、もう一度整理が必要ではないかと考えております。

○森光座長 ありがとうございます。

事業者側からこのような意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

池戸委員、お願いいたします。

○池戸委員 ありがとうございます。

今回の論点は、先ほど座長がお話ししていただきましたように、私も中に入って、今までいろいろな議論がかなり出たということを前提として、あえて重要なポイントのところだけ整理させていただいたということでございます。本日もいろいろな御意見が出ていますけれども、これからどういうスタンスで検討していくか、これから本格的に具体的な検討が始まるという解釈で私はおります。

その場合に、4つ挙げているのですが、先ほどから出ていますように、一番最初の「対象」につきましては、閣議決定の文章が※印で書いてございますけれども、閣議決定というのは、御案内のとおり政府全体での合意事項ということなので、事務局をやっておられる消費者庁とか農林水産省も、これを踏まえて書かれたと解釈しております、非常に重みがあると私は捉えております。

ただ、ここを読んでも、結論という形にはなっていないのです。検討を進めるということなのです。ただし、その前提が、今まで出されたいろいろな閣議決定とか基本計画と違うのは、「全ての加工食品」ということと、その後に「実行可能な方策について検討を進める」という言い方。これは、多分、私の読みとしては、どういうやり方だったら実行可能かというスタンスで検討したらどうか。そういうふうに捉えています。そうすると、先ほどから出ていますように、残りの3つの議題とリンクすると思うのです。したがって、これから検討するに当たって、効率的・効果的な議論としては、閣議決定の考え方に立って議論を進めるについては、私は賛成しています。

ただし、その議論の過程の中で、実行可能性というところは今までもいろいろな御意見

も出ましたし、食品表示法の基本理念の中にも小規模事業者への配慮というのも当然あるわけなので、そういうことを前提とした形で議論を進めていったらどうかと思っております。

それで、先ほど市川委員の御意見、全くそのとおりでして、そこは「論点」ペーパーの下から2番目の表示の方法のところ、現行ルールについて取扱いをどうするかということで、当然議論しなきゃいけない部分だと思います。議論は本格的にはこれからですけども、スタンスとしては、この閣議決定がせっかく出ているので、これに基づく議論をしていただいたほうがいいのかなというのが私の考えでございます。

先ほど、消費者の方、生産者、食品産業界の方の御意見がありましたけれども、最初から先入観を持って、こうだと言うのではなくて、今までの5回の意見を十分踏まえてやっていく必要がありますし、ぜひそういう形でやっていただけたらと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

11名の方から発言していただきましたが、私も日本再興戦略の閣議決定を言うときにすごく緊張するのが、最初にアクセントを置いてしまうと、いかにも「全ての加工食品」とシュプレヒコールのように言っているような感じがしますが、「実行可能な方策について検討を進める。」ということで、富松委員や武石委員が危惧するような実行不可能な内容で、もちろん過去の検討会を無駄にするようなことは決して考えていないというのは、事前に事務局と我々、座長及び座長代理の池戸先生と話した中では出ています。

ただ、先ほど市川委員が言っておられた御意見の中で、今、動いている22食品群、4品目は、私の記憶では、「悪い制度だからどうしよう、検証する」という目的、意味ではなかったと思います。拡大する上で、それをまさに今、池戸先生に言っていただいたように、下から2つ目の論点であるところで、現行の制度と両方立てて、検討を進めるということ。この論議というのは、例外規定ではなくて、法律家の先生がよく言われるように、現行の制度と1本にした「全ての加工食品」という文言が決してひとり歩きしないような形で、皆さんは拡大を望んでいらっしゃるのも事実であるが、そう言っていらっしゃる生産者であっても、消費者であっても、全ての加工食品に表示を義務づけることは難しいところを理解していますと。

ただ、その中で、事業者が持っている情報の開示なり、武石先生が言った中で、日本のブランド化とリンクしてという考えはとても賛成なわけですから、日本の制度がともうまくいくような形でというのは応援したい気持ちでもあります。

そういった論議をしていく中で進めていくわけですけども、1番目の問題、これから恐らく全ての加工食品を基盤にしてというところは、次とどうしてもリンクしていく中で、部分的にやりますとか、例外をいっぱい設けますよという中での話は、これから議論する話だと個人的には思っています。ですので、この検討会全体の総意として、特にこの1行目がとても大事なわけですけども、進めていく中で、いかがでしょう、事務局のほうから何か追加する、または論点として重要なところがありましたら補足願いたいところでは

けれども、よろしいでしょうか。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、ただいま委員の皆様からいろいろ御発言があったことについて、事務局のほうから何点か補足をさせていただきます。

まず、市川委員のほうから、この検討会の検討のミッションということで、検証等々というお話がございました。開催要領の第2に検討項目があります。そこには、「原料原産地表示制度や取組の検証」、あと、「表示の拡大に向けた具体的な方策」と書かれております。この検証につきましては、第3回に農水省から、事業者の今の実態を御報告させていただき、消費者庁からは、消費者庁のウェブの意向調査の結果を出させていただいております。また、実際に特定の店舗に入って、今、表示がどうなっているのかという実態につきましては、櫛委員の御協力もいただいてデータを出させていただいております。

その他、委員の皆様からの意見の御開陳、あと外部の第三者からのヒアリングも行い、いろいろな実態の検証を、これまで会議の中で議題として取り上げて行っています。その上で、委員の皆様からこれまでいただいた意見を前回取りまとめて、今回、このような論点の御議論をいただいているという流れと理解しております。

あと、第2回の資料1で5つの課題を事務局のほうから御説明いたしました。その中に、「原料原産地表示の目的」とか「国際整合性」についての記述がございました。この「目的」につきましては、消費者の選択ということで、委員の皆様方に御理解いただいていると承知しており、あと、「国際整合性」につきましても、その確保が大事だという御議論があったと理解しております。そういう流れの中で、今回、このような論点をまとめたという経緯がございますので、これまでの議論の流れということで補足をさせていただきます。

○森光座長 ありがとうございます。

その他、事務局はよろしいですか。

ということで、ひとまず、ここでまた議論を進めていくわけですがけれども、1個目の議論としては、国内で製造した全ての加工食品を対象とします。それに対して、もちろん実行可能な方策について、まさに2番目、3番目、4番目の論点に関して進めていくという流れでよろしいでしょうか。まだ御発言いただきたいと思いますが、ここから先はもっと下のところ、例えば3番目の先ほどありましたような、これまでの法制でありますルールについての検証を含めた意味でのことがありましたら、またよろしく願いいたします。

長屋委員、お願いいたします。

○長屋委員 私も、今、座長のほうで整理いただいた論点に示された一番最初のところ、「全ての加工食品を義務表示の対象とする」という前提を置いていただくということと承知しております。これは、閣議決定の言葉を尊重するということでもあります。

そして、過去のいろいろな検討というのは、私は尊重していくべき話だと思っております。そういう中で、今の22食品群と4品目が議論された上で積み重ねられてきた。これをしっかりと尊重した上で、この検討会の目的は、消費者に対して、いかに情報提供をより

拡大していくかということに置かれていると考えると、これまでできるものからやってみようという議論の中で、今の22の食品群と4品目が出てきた。ただ、結果としてあるのは、全体の加工食品の中の2割台しか表示されていないというのが実態でございます。

どう拡大していくかという議論においては、これまでの議論の仕方を変え、ある前提を置いた上で、できないのはなぜなのかという議論をやっつけていかないと、ここから先は乗り越えられないのではないかと考えています。大括りの表示の問題とかについての整理をした上で、できない理由を今度は議論していくという議論の仕方をぜひ御検討いただきたいと思っています。

○森光座長 ありがとうございます。

毛利委員、お願いいたします。

○毛利委員 私も、加工食品全てを義務表示対象として、この場では議論していくということで考えています。その中で、富松委員が、今までのヒアリングからは実行不可能だとお話されていましたが、私がヒアリングを聞いて感じたのは、そこまでできているなら表示できるなと思ったのです。例えば、前回の紅林工場長のしょうゆの話も、あそこまでちゃんとロットを管理してトレースができる仕組みがありますので、あとはそれをどのように表示をするかを議論ができればよいと思いました。

その中で、今、できないものがあるというのが前提で話し合われているような気がします。その例外というのは、一体どういう状況でどうなるとできないのかということを確認にしていかないと、あくまで例外があるから、実行不可能だから表示が難しいねという感じになってしまいます。そこを議論して、消費者が表示を求めているのは事実ですので、岩岡委員がおっしゃったように、こういう理由でできないものもあるということを消費者に説明できるよう議論することも必要なのかなと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

富松委員、どうぞ。

○富松委員 これまでの検討会で、事業者側の意見として、前向きに頑張ったとしても難しいという理由も、かなり具体的に紹介していただきました。その都度、そこまでできなければ、原料原産地表示はできるのではないかと切り返しを受けましたが、あの方々に、特に製粉業界の難しい状況、それからしょうゆ協会。一つの会社が50社ぐらいに「きあげ」をおろして、その先にさらにメーカーがある。そんな中で最初の一社が表示を切りかえたら何が起こるか。そこにかかわる全てのメーカーが表示を変えなければならなくなる。そんなもの、とても対応できませんとの意見。あれを聞いて、実行可能じゃないかという発言は私には、全く理解ができません。

現行制度の延長上ではできないのです。それができるような制度というのと、多分、かなり緩い制度になると思うのですが、全ての加工食品に対して、どんな会社でも実行可能な制度が必要で、一番象徴的なのは、しょうゆ協会さんとか製粉協会の方々がこれだったらできるねという案がイメージできることです。それがなく、その議論もなく実行可能

なのではないかと言われるのは、御勘弁いただきたいと思います。

○森光座長 先に毛利委員、お願いいたします。

○毛利委員 そういう意味で、この義務表示の方法として大括り表示とか可能性表示といったものも含めて、これは考えていくべきだと思います。そこまでトレースができていて、ロット管理できているものを、どのように表示するかをそういった方法も含めて、しっかり議論していかないといけないと思っております。

○森光座長 市川委員からも手が挙がりましたので、市川委員、お願いいたします。

○市川委員 短い意見です。そもそもなぜ全てでなければならぬのでしょうか。閣議決定があるから、いきなり全ての加工食品にしなければいけないのか、私はもちろん閣議決定は重たい決定であるということも認識しておりますけれども、現実的な表示を考えたときに、対象品目としてできるところをどんどん追加していくほうが現実的ではないでしょうか。私には、そのほうが早く拡大できるのではないかと考えてなりません。

○森光座長 今の意見、いかがでしょうか。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 水を差すわけではありませんが、今までずっとそのような方法でやってきて、全然対象品目がふえなかったのではないかと思うのです。ここは政府の検討会ですから、閣議で方向が示されたら、そういう検討の仕方、つまり全ての加工食品を義務表示対象と確認した上で、そういう基本的な腹を置いた上で、議論すべきではないでしょうか。昔に戻って、過去の話はずっとしたところで進んでいかないわけですね。だから、これからは、消費者のためにしっかりやるということで、こういう文脈でやるべきだと思います。

先ほど、例えば製粉の状況はよく聞きましたし、これまでのヒアリングでもできるもの、できないもの、いろいろ議論してきたわけですから、やってきた議論もしっかり踏まえて、これから実行可能な方策というのを議論すればいいのではないかと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

先に櫛委員、お願いします。

○櫛委員 少し観点が違うのですが、今、手段をどうするかという話をいろいろしているのですが、この手段で何を達成したいのかというところが大事なのではないかと思います。

1つは、ライフに来て原料原産地で聞かれるのは、これは某国のものじゃありませんねという質問をされる方が圧倒的に多くて、それに対して答えること。ライフとしても、そういう国の安いものもあるし、国産のものもそろえるということで、いろいろなお客様に対して対応しています。そこは、消費者の方にとってはすごく大きなポイントじゃないかと思います。

もう一方は、日本再興戦略にもありますように、国産をうたうことで、消費者の人に加工食品をたくさん買ってもらえるのではないかとこの点があります。全部の加工品に対し

て原料原産地を正確に担保できるようなことはかなり難しいと思うので、何を優先順位の1番に置いてやっていくのか考えておくことが、この先、いろいろな手段を考えたときに、判断ができるのではないかと思っています。

もう一点は、さっき金井委員のほうから、インスタ加工品にもこの制度を入れたらどうかというのを考えろと言われたのですが、そもそもインスタ加工商品については、原料も免除していただいているような状況があります。お客様と相対して仕事をしているので、聞いてもらったら、実際につくっている人が答えられる、すぐには答えられなくても、次の日に来てもらったときにはこうですよと答えられる状況です。ということで、免除してもらっていると思います。

さっきも言いましたけれども、原料原産地についても、今でも聞いてもらって答えるという形をとっていますので、導入するとなると小さなところは非常に大変になると思いますので、対象として除外と思っています。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

富松委員、どうぞ。

○富松委員 全ての加工食品ということを前提にした場合に論点になるのは実行可能性。これは間違いありません。確かに消費者の権利は守らなければならない。しかし、何度も言っている議論ですけれども、食品表示法第3条の第2項に、中小でも表示できるという実行可能性が理念になっております。実行可能にするために、大括り表示、可能性表示、中間加工品の加工地表示、ほかにもアイデアがあるはずですけれども、この議論をさんざん行ってまいりました。

例えば、これまでの大括り表示に関する議論を整理することなく、ただ単に大括り表示だったらできるのではないのというのは困ります。今までの議論をもう一回整理してもらって、次につなげるようなまとめをしていただきたいと思います。多くの事業者は、原料原産地表示ができない理由を言うことができます。できない理由を口にするのではなく、これを何とか超えていくべきだとおっしゃるのであれば、実行可能性の難しさを皆さんが理解していただかないと、同じ土俵で議論ができません。そこは御理解ください。

私も、閣議決定されているので、これをどうやって達成しようかということのをこれから考えていきたいと思いますが、冒頭にお話しした件、今までの議論を抜きにして、やればできるでしょうと言われれば、抵抗するのは当たり前、そうすると議論が元の木阿弥に戻ってしまうことを私は恐れます。

以上です。

○森光座長 恐らく富松委員が思っているような意見を毛利委員も言ったのではないような気がしますし、私自身もそれは決して思っていないくて、むしろ、富松委員が言われているのは、これを全ての加工食品にした場合、実行可能性、これまで積み上げてきたものをちゃんと整理しなさいということ。

それに関しては、今後も話が出てくると思いますが、次回以降できちんとやる。今回、この4つの論点の中で一番大きなキーになるのが、齊藤委員が冒頭でお話いただいたように、後ろ向きの、法律家から見れば例外の規定ばかりのかたまりで法律をつくるのではなくて、0.5歩でも、もしかしたら0.2歩でもいいから一步踏み出そうという中のスタートラインとして、全ての加工食品でまず1本、柱を立てましょう。ただ、そこの中では、実行可能性を無視したようなことでは決してできませんよ。そういった流れの中の論議を2番目、3番目、4番目のところでしましょうというのがスタートラインになっていると。

今あるものは決して悪いルールではなく、これは全然だめだという意見は出てきた話ではない。だけれども、せっかくの流れの中で、皆さんが知りたい権利。まして、資料の中であるように、多くの生産者及び消費者は少しでも拡大を願っている。ただし、事業者側を無視するわけには当然いかないという流れである。

また、座長の考えとして文章（資料1）を用意してありますけれども、本検討会も1番目の文章にこだわっておりまして、まずは全ての加工食品にという柱を立てさせていただくのが一番大きい、今日の論点の大事なところだと思っています。それは、首をしめるのは僕は嫌いですので、首をしめて、大切な日本の食品業界、加工業界が苦しむようなことはしたくありません。かといって、何でもありということでもいけない。少しでも消費者のためになるような、または生産者がブランド日本を立ち上げる上でも重要なものが成り立つものを、まさに富松委員が言っていたように、これから論議しなければならない。

残りの回はそう多くありませんけれども、その観点に立たせていただくということで、本日はよろしいでしょうか。

武石委員、お願いいたします。

○武石委員 1点だけ。そもそも全ての加工食品に拡大するというときの考え方を整理すべきだと思います。今の2要件自体が、生鮮に近いものについて、一つの要件。しかも、重量が多いもの、50%以上。これはどういうことかということ、生鮮に近く偽装が行われるようなものを中心に選定したということだと思います。そういった偽装防止というのは罰則ともリンクしていまして、原料原産地については、偽装について直罰規定が設けられているわけです。

そういった今の食品表示法のたてつけ全体を考えたときに、今の原料原産地の表示の法律の中の位置づけというものを無視して、全て広げること自体が、一体どういう理由で広げられるのか。その辺の理屈を、今、言った偽装ではない、全てのものが原料原産地の拡大の必要があるというところをきちんと整理しないと、消費者の合理的な選択というもとに、何でもそれは該当してしまうのかということにもなりかねないので、この罰則の書き方も含めて、原料原産地の表示の位置づけをきちんと整理した上で、この全てというものはもっと慎重に議論して書くべきではないかと思います。

○森光座長 それは言い方をかえれば、条件つきで慎重に議論していく中で、全てという

柱をちゃんと立てないと偽装に走ってしまう可能性があるという一つの考えですね。そういうふうに捉えてよろしいでしょうか。流れとしては、100%というイメージがどうしてもつきまどってしまいますので、全ての加工食品対象という中で。

このほか、いかがでしょうか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 これまでここでしっかり議論していないのですけれども、全ての加工食品という言葉が入ることによって、検証であるとか監視・指導はどうするのかというところは、後からどうかしていくのでしょうか。そういうところをどうしていくのかということなしに、全ての加工食品に義務化ということだけが先走って、後がちゃんとついていけるのでしょうかというのが大変気になります。

○森光座長 永田委員、お願いいたします。

○永田委員 市川委員と話がちょっとずれるかもしれないですけれども、先ほどおっしゃった22食品群と4品目の現行ルールの件ですけれども、これに関しては、今、ちゃんと実行している表示でもありますし、また国別表示がきちんと行われているということなので、私としてはこれは残していただきたいと思うのですね。その上で、それ以外のものについて、全ての加工食品に義務化するというところでお願いできればと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

まだ30分残っています。今日は議論の時間がたくさんあります。そういう意味でいきますと、この流れで実際にどうやってやるのかというほうへ、いよいよ進めたいというのが、座長としての意見であります。そういう意味でいきましたら、この過程で先に進めていく前提としましては、既に政府で出ているとか、そういう話じゃなくて、せつかくの検討会ですので、拡大に向けてというのが目的の2つ目と市川さんが言われた中で、私としては前向きなほうをステップとして踏みたいと思います。

その中で重要な、2番目、3番目、4番目の論点という話へ持っていかないと、秋までの取りまとめに向けて、しっかりと、この検討会でやっていきたいと考えております。ということで、実行可能性をいよいよこれで見えていく中で、大きな柱は、例外云々ということも、考える中で大事であります。基本的な柱は、日本における食品全てに対して適用可能なものを考えていこう。そういう柱の中で、もしかしたら22食品群以外の例外が出てきたり、また違うルールを設けていくというのを考えていくことがあるかもしれない。

ただ、それを監視するといった実施の問題に関しては、また少し先の話になるような気がしますが、できたら同時に話したいと思いますが、論点が多いので、まず可能なところは、1番目はこれで、私としましては、クリアという言い方は変でございますが、議論を残しつつも、この流れで進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

竹内委員、何か全体を通して。立場が先生と私は似ていますので、御意見がございましたらお願いいたします。

○竹内委員 武石委員と富松委員の間に挟まって、ちょっと発言しにくい状況だったので

すけれども、できないとか、現状をよくわかっていらっしゃるお立場をお聞きすると、そうでしょうねと耳を傾けるところがございます。

ただ、今まで聞いていても、できるとか、できないとか、現実的にそうだと思うのですが、今ここで一步踏み出して前向きに「やる」という前提で、全ての加工食品に対して義務表示という、ここをきちんと踏まえた上で実行するにはどうしたらいいのか。その具体策について、前向きに消費者に対しての適切な情報提供のあり方というスタンスで、皆さん、そこについては多分異論がないと思うのですね。消費者のために情報提供する。ここを基本として建設的に第一歩を踏み出したいと思っています。

もう一つ、今回、第一歩を踏み出すということで、ここで全てを決めようと大上段に構えると、あれも課題だね、これもあるねと。大方針は決まったけれども、具体的に動いていくときにどうするのか。山積み問題、いっぱいあるじゃないのということになってしまいますので、まず、それこそ実行してみて、その上で新たな課題、検討していくべきことを継続的に皆さんで議論していくというスタンスがとれないかなと、こんなふうに考えています。

○森光座長 ありがとうございます。私と同じようにお考えですね。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 今、非常によくまとめていただきまして、ありがとうございます。

私は、逆な言い方をさせていただきますと、これまでも何度か申し上げてきたのですが、義務化しないと進まないという残念な例があるとすれば、のりです。のりは、義務化しなくても表示可能であると多くの方々が思っておられるにもかかわらず、なかなかそういうふうにはいかない。私は、こういう例は他にもあるのだと思います。全ての食品を対象にすべきということを冒頭で申し上げましたけれども、私個人のイメージとしては、全てと言ったからすぐに100%できるとは思っていません。

具体的には、一つ一つ実行可能なものから積み上げていくわけですから、22プラス4に上乘せして、例えば来年になる、再来年になると、全体の2割が3割になる、4割になるという方向で進んでいくのだらうと思います。しかし、それは全体としては100%行くように、みんなで進めましょうねという前提があるから、冒頭で申し上げた、のりの問題に類似したような業界の中でも、そういう方法であれば、実行可能性を担保していきたい、また工夫してみたいということが、目指すイメージであります。

ですから、「できるものから」か「全て」かのどちらから進むかというのは、言い方としては微妙なところがありますけれども、目指している方向にそんなに変わりはない。しかし、やると決めたからには、それぞれのところでその可能性というものを積極的な姿勢として探っていただくのだということを確認していかなければ、何回繰り返しても同じ議論になるのではないかなと思います。

これまでもいろいろな方からヒアリングがあって、それぞれ持つ感想はさまざまだと思います。先ほど毛利委員のお話もありましたように、これはちょっと厳しいかなと思った

り、これは可能なのではないかと思ったりすることが、委員の中にも意見の分かれるところだろうと思います。これは、今後、一つ一つのを点検していくということになると、当然、それは出てくるだろうと思いますけれども、それにひるんではいけない。前向きに進むのだということの大前提を座長がおっしゃるように掲げないと、進路を失ってしまうことになるのではないかと思います。

ありがとうございます。

○森光座長 ありがとうございます。

ということで、1個目の議論から、論点の2番目、3番目、4番目もどんどん重ねてということで、まだ時間が少しありますが、いかがでしょうか。特に、実際の表示方法、これはまだ具体例が目に見えていないわけでございますけれども、ここには22食品群と4品目という形であります。

田熊さん、お願いいたします。

○田熊委員 全ての加工食品ということで、今、お話があるのですが、その前に、生鮮食品で全て産地表示になっていると思います。今回、加工食品をやりますよとなると、中間に入っている食品群を書かないでいいのか。何をもって、その中間になっているものが表示義務から外れるのかというのもあると思いますので、そういうものを明確にしておかないと、よくわからなくなってくるような気がするのですけれどもね。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

事務局のほうから、もし説明があれば。

○赤崎食品表示企画課長 現行の原産地表示制度についての簡単な説明でございますけれども、生鮮につきましては、当然、原産地を書く。あと、加工食品の完成品につきましても、原産地ということで、輸入であれば輸入国を書くという形になっています。

今回、御議論いただいているのは、加工食品のまさに原料でございますが、原料そのもので消費者が食べるのではなくて、別の加工食品に仕立てられて、それを食べると。そういった場合、繰り返しになりますが、生鮮だろうと、最終製品の加工食品だろうと、最終製品としての原産地表示というのは今でも制度としてありますが、加工食品の原料については、今、一部のものしか表示義務がないということで、その点について御議論いただいていると承知しております。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

市川委員、お願いいたします。

○市川委員 現行のルールと、これからつくるルールとの整合性なのではございますけれども、食品表示一元化検討会のときに、食品表示というのは消費者にもわかりやすく、事業者にも使いやすく、それから執行する側もわかりやすくという基本スタンスだったと思います。

今回、加工食品の原料原産地表示制度をまた検討して上乗せするに当たって、現行ルー

ルから全く違うルールを上乗せするということが果たしていいのかどうかというところは、慎重に議論していただきたいと思います。消費者の側から見るところ、表示を見たときに、こちらの商品は、22品目であれば国が書いてある。でも、それ以外の一般的な加工食品であれば、大括り表示であったり、いろいろな表示の可能性があるわけですね。そうしたときに、消費者は混乱しないでしょうか。こんなに表示が違っていいのかしらという素朴な疑問がわくのではないかと思います。

そういう意味では、上乗せにするのか、何かしら整合性を持たせていくのかあたりも、しっかり議論していただきたいと思っています。

○森光座長 実際の義務表示の方法ですね。その方法によっては混乱を招くのではないかとこの危惧があると。

いかがでしょうか。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 消費者の方の混乱という点では、今、表示されているものと、されていないものがどういうルールで仕分けされているのか。表示がされているものと、されていないものがなぜ違うのかということを中心にきちんと伝えないといけない。そういうことからしても、全ての加工食品について表示をしていこうという方向で検討していくべきだろうと思います。

その中で、いろいろな課題がそれぞれの業界の中にありますので、その特性に応じた表示ルールというものもあわせて考えていくのが、この場の使命ではないかと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

ただ、ここはさっき武石委員が言われたように、偽装が生じないような意味でのというのがスタート地点の一つだったような記憶があります。個人的な私の意見としては、確かに悪くない制度をぶち壊してまで、新しい制度が乗るというわけじゃなくて、並行すべきだと思っています。ただ、それがどんどん誤解を生むようであれば、また検討しなければならない。先ほど竹内委員がいいことを言ってくれたのは、これが完全にバイブルになってしまって、がちがちになるのではなくて、5年ぐらいを見て、少し柔軟な形に変えていくのもとても重要な話になる。ただし、情報としてわかりやすいもの。

市川委員が個別に追加していくというのは、そちらから組み立てていこうというスタンスのように思えるし、私が言っているような大きな柱から個別のものを引き出すという形、ともに消費者のことを考えて、わかりやすいようにということで、そのいい形で、決して悪い制度でないものをぶち壊してまでという考えではないと、個人的に座長としては思っている次第です。ただ、その中で整合性が合わないところは慎重に考えなければならないというのは事実だと思います。

ありがとうございます。

このほか、対象となる原材料及び表示方法、媒体について、いかがでしょうか。

武石委員、お願いいたします。

○武石委員 対象となる加工食品のところは、まだまだ納得しがたいところがあるのですが、仮にそれを前提とした場合でも、義務表示といったところをもう少し柔軟に解釈していただきたいということです。

例えば、今、景表法では、インターネットの表示も表示として認めているわけですが、食品表示法の場合は包材しか認めていないわけですね。メーカーさんの発表で一番多かったのは、手元には原材料の情報はあるのですが、それを適宜包材にタイミングを合わせて表示することが難しいといったものが結論だと思います。ということは、義務表示の現行の制度を前提にすると、全て包材に表示しろということで、全品目というのはかなり非現実的ではないか。これは、ヒアリングの結果明らかだと思いますので、仮に義務表示を検討するのであっても、表示の手法としては、インターネットでもいいと思う。

また、最近、アメリカで遺伝子組換えの関係で法律ができそうですけれども、そこではインターネットだけではなくて、中小事業者の場合はお客様相談の電話番号でもいいということも表示として認めると聞いております。それぐらいの割と情報提供しやすい制度をセットで考えていただかないと、包材だけにこだわって、現行の制度の中で全ての加工食品というのは、かなり現実的に難しいのではないかと思いますので、表示方法といった場合には、そういう多様な手法をできる限り考えていただきたい。

その際には、あわせて、先ほど言った偽装という観点がかかなり薄れてくるのであれば、今の罰則自体も見直すべきではないか。また、改めてお話をさせていただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

富松委員、お願いいたします。

○富松委員 具体的な表示制度のイメージに少し入っているので、私の意見をその点について申し上げたいと思います。

今のお話だと、2階建ての制度をつくろうというお考えですね。そして、1つ目の制度は現行制度を維持する。現行制度を維持するということは、原産地と原料原産地が誤認しやすい加工食品の誤認を防止するという観点ですね。2つ目は、広く全ての加工食品に対して、少しでもお客さんに対して情報を提供するという観点ですね。そうすると、2つ目のほうについては、実行可能性を十分に考えると、かなり緩い制度になっていきます。緩くすればするだけ、お客様に提供する情報がなくなっていきます。しかしながら、厳しくすれば、当然全ての加工食品に現行制度を展開するのは不可能だということも、これまでの論議でわかっております。

そうであるなら、具体的な表示方法について、今のところ、まだ大括り表示と可能性表示と中間加工品の加工地表示のアイデアだけが出されておりますが、ほかにもいろいろなアイデアがあろうかと思えます。そういったアイデアを出せるような論議の場にしてほしいと思います。そしてそのような表示方法についても、消費者にとってのメリット、デメリット、生産者にとってのメリット、デメリット、そして事業者にとってのメリット、デ

メリット、というような整理をしていかないといけないと思っております。

そして、お客様にお伝えすべき情報を決めると共に、最低限度実行可能といえる状態を明確にしておく必要があるかと思えます。

繰り返しますが、目的をはっきりさせることが必要と考えます。1つ目の制度は偽装防止が目的ですね。2つ目の制度は、品質という枠を超えて、少しでも多くの情報を消費者に伝えるということですね。以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局のほうは、追加、変更、その他、よろしいですか。はい。

時間は少し早いですが、この流れの中で。池戸先生、お願いいたします。

○池戸委員 ありがとうございます。

これから議論が、今までの整理も含めて、かなり綿密にやられる必要があるかと思えます。そのためにも、これは事務局への要望ですが、より具体的な議論ができるようお願いをしたいと思います。切り口は、たまたま今回、4つの論点で整理していただいたわけですが、特に後の3つについても、例えば対象とする原材料をどうするかということで、一番最初の○に例示が書いてあるのですが、別にこういう方向で行くというのではなくて、むしろ条件付けをどうするかということが非常に重要ではないかと思っております。その条件付けも、ある程度根拠に基づくものでないと、なかなか判断できないと思えます。例えば上位何位にするかという話。

それから、2番目の表示の方法ですが、これも以前から3つの課題が続いてはいるのですが、これだけを見ても全然イメージがわきませんので、よりイメージのわくような資料を用意していただいて、それで決めるわけじゃなくて、議論が進むようなものを御用意いただけるとありがたいなということと。

それから、一番最後の媒体も、インターネット以外のものも、メリット、デメリット。これも、一元化のときも議論した経緯があるかと思えますので、そういう資料も。これに書いていない内容で、さっきから極端な話で、義務にするか、しないかという話じゃなくて、きめ細かな、十分議論した結果として方向性を出すべきだと思います。

あと、さっきも言いましたように、残りの3つのものと、一番上の対象とする加工食品をどうするかというのはリンクしている話なので、下の3つのものをより具体的に議論しない限りは、なかなかまとまっていけないのではないかと思えますので、事務局のほうも大変かと思えますけれども、そういう資料を用意していただきたいというのが私の要望です。

○森光座長 ありがとうございます。

池戸委員が言われましたように、百聞は一見にしかずというクリアな資料が出るかどうか分かりませんが、この後、次回の会議に向けまして、あくまで例示という立場で、こういった可能性はいかがでしょうか。また、富松委員が言われたように、こういうアイデアがもっと出たらどうだろうかというところを少し検討題材にして、次の会合に延ばしてい

きたいと考えております。

冒頭に閣議決定の話をして、それを尊重してという話で進めましたが、ここは検討会がありますので、皆さんの中の総意として何となく私がまとめさせていただくとする、今日の一番大きな、、、富松委員、先にどうぞ。お願いいたします。

○富松委員 この検討会で、今回、新たにこういうところを論じるべきではないかという論点を出すことも非常に大事だと、事前の説明で伺いました。

1つ考える必要があると思ったことがあります。それは食品ロスの問題です。例えばチョコレート工場などは、黒いチョコレートから白いチョコレートに切りかえると、製造ラインを共洗いするわけですが、切りかえ時に出てくるチョコレートを、毎回100kgぐらい捨てています。食用油脂は継ぎ足しでタンクに入れますが、これも産地による切りかえが発生するとしたら、大量の廃棄が発生します。食酢なども、種酢を半分残して新しい原材料を入れていきます。継ぎ足しの中で産地が混在したら、厳しい表示制度であれば廃棄する必要が生じます。更に、たまたまその年に傷がついた云々で、すそ物が出てきたときに、それを加工食品に利用することが容易でなくなります。

だからこの表示制度がよくないと言うつもりではなく、環境に配慮するために、この商品については原料原産地を表示させませんか、そういうフレキシビリティもあるべきではないかと考えています。環境に対する配慮という観点は、論点に今まで上がっていませんので、考えていただきたい、それを表示でどう表現するかについて、論点にさせていただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。皆さんとともに考えるべき重要な案件をありがとうございます。

ということで、そろそろ時間が迫っておりますので、いよいよ実行可能な方策、すなわちルールづくりという形で次回以降、進めさせていただきますので、この後は、消費者選択に資するような情報開示になっていくよう、この原料原産地表示ということを考えていきたいと思っております。

では、次の議題に移らせていただきます。議事次第の3に入ります。事務局からオーストラリアの調査報告があるとのことですので、お願いいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 食品表示企画課の船田でございます。私のほうから、資料2の「オーストラリアにおける原料の原産地表示制度」について御説明申し上げます。

オーストラリアの原料原産地表示につきましては、第3回の検討会のときに現行の制度について、一度御説明しております。今回、7月1日から、オーストラリアで新たな制度がスタートするということですので、調査の御報告という形でさせていただきます。

前回、岩岡委員からも、コーデックスでの状況等についても紹介してほしいという御要望がありました。現在、コーデックスでは原料原産地表示について規定はなくて、各国の裁量に委ねられているという状況でございます。韓国で原料原産地表示について、既にやっているということは、前回御紹介しているところでございますが、全品目を通して、加

工食品に原料原産地表示を義務づけているというのは、韓国と、今回御紹介するオーストラリアの制度という形になります。

1 ページ目をごらんください。

上段ですけれども、オーストラリアでのこれまでの制度の概要をお示ししております。第3回目の検討会のときにも御説明してはいますが、表示の方法としまして、生産、製造又は包装された国の名前を明記することが義務づけられています。

例えば、①主要原材料がオーストラリア産で、かつ製造過程も全てオーストラリアで行われる食品には、「Product of Australia」などと表示することを義務づけております。

また、②例えばオーストラリアで実質的な変更が加えられ、かつ生産・製造コストの50%以上がオーストラリアに起因する食品には、「Made in Australia」などと表示することとなっております。さらに原材料が複数国由来の場合には、加工地に加えて、国産原材料と輸入原材料の混合又は輸入原材料からなる旨を表示することを義務づけております。

これに対しまして、7月1日に施行されました新制度の概要ですけれども、従来、オーストラリアとニュージーランドの場合ですと、共通の食品基準コードというものがあまして、その中で原産地表示については義務づけてきたところでございます。今回、さらに消費者へのわかりやすい情報提供を目的としまして、食品基準コードから切り離して、オーストラリア消費者法134条に基づく原産国表示情報基準2016というものを、オーストラリアの連邦政府が定めております。

目的ですけれども、より明確で、矛盾のない、有益で確認が容易な食品の原産国表示を提供することにより、消費者が購入する食品について、個人の嗜好に沿って、より多くの情報に基づいた選択ができるようにすることとされております。あくまで消費者への情報提供ということを目的としております。

表示の対象ですけれども、オーストラリア国内で販売される食品全てに適用されるということでございます。

2 ページ目をごらんください。

具体的な表示の方法でございますが、大まかな概要を御説明いたします。

適用の範囲ですけれども、基本、加工食品の場合、国内で製造される食品と輸入品とではルールが異なっております。国内製造のものには義務は全てにかかります。

ここで、優先食品というものと非優先食品という区分があります。これは消費者庁のほうで優先食品と訳しているのですけれども、もともとはpriority foodsというものと、非優先がnon-priority foodsという形になっています。優先食品と非優先食品ですけれども、どういうふうに分けているかを調査で聞いたところだと、原産地情報について消費者の関心の程度に応じて分類したと聞いております。ですから、非優先食品は消費者の関心が低いということになるかと思えます。

非優先のものですけれども、調味料、菓子類、ビスケット・スナック類、水、清涼飲料水・スポーツ飲料、茶・コーヒー、アルコール飲料などが該当しております。

具体的表示の内容ですけれども、優先食品の場合、「基準マーク」とオーストラリアのほうで言うておりますけれども、赤丸で囲った部分です。カンガルーのロゴが三角で書いてあります。割合を示す帯グラフと、さらに原材料によって、豪州産のものを使っているかどうかの旨の文言。この3つをセットして表示する、これを基準マークと言うております。この表示をすることにより、豪州産原材料の重量割合を表示する必要があるということになります。この表示によりますと、国別の原産地というものは把握できません。ただ、豪州産の使用割合が識別しやすいルールになっています。

ただ、原材料全てについて、豪州産の重量割合を把握する必要がございます。ですので、豪州産かどうかわからない原料については、外国産と推定して割合をカウントするというのを聞いております。

一方、非優先食品ですけれども、原産国を示す記述は必要となります。基準マークの使用、豪州産原材料の重量割合、帯グラフのところの表示は任意という形になります。

あと、輸入品の場合は、日本と同様なルールで、優先食品、非優先食品、いずれの場合も原産国を表示する、製造国を表示する必要があります。

そのほか、この制度、中小かどうかという事業者の規模による表示の免除等の例外は設けられておりません。

あと、表示面積が100cm²未満の小型包装にあつては、カンガルーロゴと帯グラフのみ省略可能という形になっております。

この基準ですけれども、7月1日施行後、2年間の経過措置期間というものを設定しております。その2年間の間は現行ルールでの表示も可能という形になっております。

3ページ目をごらんください。新制度の表示の方法の例を幾つか御紹介いたします。

1つが、100%豪州産。つまり、豪州産の原材料のみを使用し、豪州で生育・生産された場合という形になります。ロゴを付して、帯グラフのところ全体が全て色を塗られる形になります。あと、豪州で生育とか生産された旨を文言で表示する形になります。

また、輸入原材料を使用する場合、どうなるかということですが、基本的にはロゴを付して、帯グラフを付す。その上で、「Made in Australia」等の文言をするという形になりますけれども、右側に表示例を示しておりますが、例えば最低60%は豪州産を使用している場合とか、10%未満しか豪州産を使用していない場合、豪州産を全く使用していない場合。いずれも帯グラフのところパーセントがわかりやすく表示されることになっております。

なお、豪州産原材料の重量割合が時期により変動する場合等、あると思います。その場合には、平均値表示ということを取り入れています。この場合、こうした情報については、ウェブとかバーコード、電話問い合わせ等により詳細を知り得る旨の表示が必要ということになっています。ここは任意ということではなくて、義務という形になっています。

平均値の出し方ですけれども、一、二年もしくは3年の継続する期間で平均値を計算していただいて、当該算出結果は、以後2年間使えるという形になっています。

最後に、4ページでございますが、輸入品の表示になります。

当然、ロゴは付しません。原産国（製造国）を表示することが必要となります。

あと、もともと豪州産の製品を使用する場合は考えられます。オーストラリアは農業国ですので、結構輸出しているものがあると思います。そういったものを原料に使う場合には、帯グラフで豪州産原材料の重量割合の記載は任意でできるという形になっております。

説明は以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明にありましたオーストラリアの調査、またそれ以外につきましても御質問や御意見等がありましたら、お願いいたします。

オーストラリアのように原材料をたくさん生産できる国という感じでは日本はないのですけれども、私自身などが思ったのは、1年、2年、もしかするとオーケーになってから3年ぐらい、オンタイムで原材料の割合を出すのではなくて、過去の実績といいますか、すぐにいろいろな規模でやれと言われるととても対応できないものに対して、皆さんに1年、2年、3年、または国産の割合が多い月を有効利用する意味では決して間違いではないので、そういうデータを使う。

それが厳密ではないという意見もあるかもしれませんが、逆に言えば、真摯にそれを出そうという努力の中で、かつ製造者の方がそう苦勞しなくても対応可能な出し方の一つの例なのかとも思った次第でありました。もう少し柔軟に考えた上で、企業の規模に合わせて対応可能なものもとても重要なことだと思った次第です。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題が済みましたので、最後に消費者庁、農林水産省から御発言があればお願いしたいと思います。

川口次長のほうからお願いいたします。

○川口次長 本日は、長官の板東が徳島に出張しておりますので、私がかかわって発言させていただきます。本日も大変精力的に御議論いただきまして、ありがとうございます。

本日の位置づけですけれども、今後、秋に向けて議論を進めて、共通認識をできる限りつくっていただくということに向けて、検討すべき論点ということで資料を出しまして御議論いただきました。今日の御議論でございますけれども、論点も私ども、並列的に出させていただいておりますが、論点間の相互の関係についての御意見も深めていただいたと思います。

それから、今後、共通認識を何らかの具体的な方策についてつくっていく上でも、論点そのものということに加え、あわせて整理すべき論点についての御指摘もいただいたと思います。それは、例えば、ある具体的な方策が必要だとして、それについての制度の考え方や根拠というものも非常に重要だという御指摘もいただいたと思います。また、議論の進め方ということで、事務局への御注文もいただきました。イメージがわくような形での資料の準備等の御指摘をいただいたと思います。座長の御指導のもと、事務局としてしっ

かり対応していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、秋を目途に中間的取りまとめをお願いするというで始めた検討会でございます。時間も少なくなつてまいりましたので、効率的な御議論をいただけますよう、私ども、努めてまいりまして、加工食品の原料原産地表示が、今日もございましたが、消費者、生産者、事業者、それぞれにとって有益なものとなりますよう取りまとめになりますよう、事務局として努力していきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○森光座長 今城局長、お願いいたします。

○今城消費・安全局長 本日は、大変熱心に、かつ中身のある充実した御議論を賜り、誠にありがとうございました。

この原料原産地制度の拡大につきましてはさまざまな議論があるということは、私も議事録等を拝見させていただいて承知しておるつもりでございますが、まさに今日少し出ました加工食品の品目ごとの製造実態の多様性とか、そういうことが難しい課題だということは十分認識しております。

ただ、本日の議論におきまして、今後の議論に向けて実行可能な具体的な方策が非常に大切な論点だということが共通認識になってきているのではないかと思います。もちろん消費者の皆様方により一層、選択に資する情報提供を拡大していく、これはもちろん大前提なのですけれども、その上で、いわゆる包材の切りかえという物理的な問題もあるのですけれども、製造実態の上で、切りかえによるコストの問題とか、それから今日、具体的にございましたロスの問題ということも踏まえながら、消費者が求める情報の拡大と、その上に立つ実行可能性という両面から、全ての加工品に向けた議論ということで深めていくということではないかと思ひます。

今日は、長時間の議論、誠にありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

○森光座長 川口次長、今城局長、どうもありがとうございました。

本日の議事はこれで終了いたしました。

本日は、全出席委員の皆様から御意見、御発言をいただきました。本当にありがとうございます。次回からは、本日いただいた意見を整理しまして、取りまとめの具体的な方向性について議論を進めさせていただきたいと思ひます。御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

このほか、事務局から何か御連絡事項がありましたらお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 次回の開催は8月23日火曜日を予定しております。詳細につきましては、後日御連絡をいたします。

なお、本日、机の上に置かせていただいております、これまでの検討会資料のファイルのつづり、及び要望書等のファイルつづりにつきましては、次回以降も随時補てんしながら使いますので、机の上にそのまま置いたまま御退出いただきますようお願ひいたします。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の検討会を閉会させていただきます。
皆様、長い時間ありがとうございました。